

## 文科省、厚労省が障害者文化芸術推進法に基づく国の基本計画を公表

2019年3月29日、文部科学省及び厚生労働省は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」(「基本計画」)を公表しました。

この基本計画は、2018年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」(「障害者文化芸術推進法」)第7条にもとづき、「障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に策定されました。

また、同法第8条には、「地方公共団体は、本基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定に努める」とこととされています。

基本計画では、①障害者による文化芸術活動の幅広い促進、②障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化、③地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現の3つの視点から、平成31(2019)年度～34(2022)年度までに、次の10の施策に取り組み、障害者による文化芸術活動の推進を図るとしています。

- (1)鑑賞の機会の拡大
- (2)創造の機会の拡大
- (3)作品等の発表の機会の確保
- (4)芸術上価値が高い作品等の評価等

- (5)権利保護の推進
- (6)芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
- (7)文化芸術活動を通じた交流の促進
- (8)相談体制の整備等
- (9)人材の育成等
- (10)情報の収集等
- (11)関係者の連携協力

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shogaisha\\_bunkageijutsu/1415125.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shogaisha_bunkageijutsu/1415125.html)

### 文部科学省「障害者活躍推進プラン」全体を公表

2019年4月26日、文部科学省は、障害者活躍推進チーム会議を開催し、既に公表している「共生に向けた「学び」の質の向上プラン」、「障害者のスポーツ活動推進プラン」に加え、残り4つのプラン「文部科学省における障害者雇用推進プラン」「障害者の生涯学習推進プラン」「障害者による文化芸術活動推進プラン」「教育委員会における障害者雇用推進プラン」を発表しました。

文部科学省が2019年1月に設置した障害者活躍推進チーム会議は、浮島文部科学副大臣を総括リーダーとして、「障害のある人が、その個性や持てる能力を我が国の未来を切り開くために十分に生かせるようにするため、障害者の雇用や学校教育、生涯学習、スポーツ、文化などの各分野における重点的に推進すべき六つの政策プラン(『文部科学省 障害者活躍推進プラン～障害のある人の力を生かして未来を切り開くために必要な6つの政策プラン』)

ン〜』)について、省横断的かつ総合的に推進するため、文部科学省内に設置されたものです。

これまで5回の会議を開き、有識者からのヒアリングを行うとともに現状の把握・具体的対策と進め方の意見交換を行ってきたとのことです。

6つのプランは、次の通りです。

- ①障害のある人とともに働く環境を創る(文部科学省における障害者雇用推進プラン)
- ②発達障害等のある子供たちの学びを支える(共生に向けた「学び」の質の向上プラン)
- ③障害のある人の障害にわたる多様な学びを応援する(障害者の生涯学習推進プラン)
- ④障害のある人の文化芸術活動を支援する(障害者による文化芸術活動推進プラン)
- ⑤障害のある人のスポーツ活動を支援する(障害者のスポーツ活動推進プラン)
- ⑥障害のある人が教師等として活躍することを推進する(教育委員会における障害者雇用推進プラン)

今後、この6つのプランに基づき、文部科学省は、関係省庁、機関と連携して、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための事業を横断的かつ総合的に実施するとともに、来年度の概算要求に盛り込んでいくそうです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/activity/detail/2019/20190426.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2019/20190426.htm)

## 国土交通省がパーキング・パーミット制度事例集を作成

2019年4月10日、国土交通省は、地方公共団体による障害者等用駐車区画の適正利用のための取組をとりまとめた「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」を公表しました。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)は、車椅子利用者用駐車施設の整備促進を規定しており、障害者等の専用駐車スペースが増えています。しかし、障害のない人が駐車して障害のある人が駐車できないなどの問題が発生し

ています。

「パーキング・パーミット制度」は、利用者証を交付して利用者を限定し地域内の障害者等用駐車スペースを利用できるようにしたもので、平成18年に佐賀県で導入されて以降、37の府県において導入されているとのこと。

内容は、次のようになっています。

- パーキング・パーミット制度の概要
- 障害者等用駐車区画を取り巻く状況
- 障害者等用駐車区画の事例
- パーキング・パーミット制度の運用
- 海外のパーキング・パーミット制度 等

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000198.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000198.html)

## 農福連携等推進会議を設置

2019年4月5日、吉川農林水産大臣は記者会見において、農福連携の全国的な機運の醸成をはかり、強力に推進していくための方策を検討するために、省庁横断の会議として、農福連携等推進会議の設置すると発表しました。

障害者が農業で働く農福連携については、取り組みが活発化しており、このブログでも、日本農福連携協会が一般社団法人化したことやJASマークにノウフク加工食品が取り入れられたことなどを紹介してきました。今回、新たに省庁のとりくみが強化されることとなりました。

会議の議長は、菅官房長官、副議長は、吉川農林水産大臣と根本厚生労働大臣で、関係各省のメンバーと現場で活躍されている方などの有識者により構成されるとのこと。4月下旬から5月にかけて会議を開催し、5月中をめどに方向性をとりまとめるとのこと。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
<http://www.maff.go.jp/j/press-conf/190405.html>

## 厚生労働省が平成 30 年の障害者雇用状況の集計結果を公表

2019 年 4 月 9 日厚生労働省は、平成 30 年の障害者雇用状況の集計結果を公表しました。

障害者雇用促進法は、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めており、それを集計した結果です。

民間企業(法定雇用率 2.2%)の雇用障害者数は 53 万 4,769.5 人で、対前年で 7.9%(3万 8,974.5 人)増、実雇用率は 2.05%で、対前年比で 0.08 ポイント上昇、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しました。また、法定雇用率達成企業の割合は 45.9%で対前年比 4.1 ポイント減少となっています。

公的機関については、国の機関の実雇用率は 1.22%(法定雇用率 2.5%)、都道府県 2.44%(同左)、市町村 2.38%(同左)、都道府県等の教育委員会 1.90%(同 2.4%)となっています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_04359.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04359.html)

## 長野県が障がい者を新たに雇用した法人・個人に対する事業税の減税を拡充

平成 31 年(2019 年)4 月 3 日、長野県(産業労働部)のプレスリリースによれば、同県は、障がい者を雇用する事業者を応援するとともに、就労を希望する障がい者の就職機会の拡大を図るため、障がい者を新たに雇用した法人・個人に対する事業税の減税を拡充することです。

一定の要件を満たした場合、法人・個人の事業税の税率を通常の 10 分の 1 にする(ただし、減税額の上限があり、雇用した障がい者数に応じて 50・75・100 万円のいずれかとなります)というもので、以前は、2 分の 1(減税額の上限は 30 万円)であったものが拡充されています。

制度の対象となる法人または個人は、下の要件を満たしている必要があります。

- ・常時雇用する労働者の数が 100 人以下
  - ・特例期間内(平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日)に県内の事務所又は事業所において、新たに障がい者を雇用
  - ・新たに雇用した障がい者が 3 か月以上継続勤務していること
  - ・雇用する障がい者の数が法定雇用障害者数を満たしていること
  - ・その他知事が定める要件を満たしていること
- 詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/happyou/20190403press.html>

## [福祉機器]AI 視覚支援デバイス「オーカムマイアイ 2」

「オーカムマイアイ 2(OrCam My Eye 2)は、100 円ライターほどの大きさのカメラをメガネのツルに取り付けて使用します。見たい方向や物を指差しするか、本体に指で触れることでカメラが起動し、撮影したものを読み上げます。文字の読み上げ、顔の認識、物の認識、紙幣の認識、色の認識などに対応しています。人の顔は100人まで登録することができ、目の前にいるのが誰か教えてくれます。また、物は 150 個まで登録可能です。

イスラエルのオーカムテクノロジーズ社により開発され、2018 年 9 月から、日本語対応版が株式会社システムギアビジョンにより販売されています。

価格は 60 万円で、先日、2019 年 4 月 1 日から非課税指定されたとのことでした。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
<http://www.sgv.co.jp/visual/aivisualsupportdevice/>

## 日本ブラインドラグビー協会設立

2019 年 4 月 1 日、日本ブラインドラグビー協会が設立されたとのことでした。同協会のウェブサイトによれば、ブラインドラグビーは、視覚

障害者(弱視)がプレーするラグビーで、2015年にイギリスのチェンジファンデーション(Change foundation)というチャリティ団体が考案したそうです。日本には、2018年に紹介されたとのこと。

7人制で、タッチラグビーに似ており、危険なタックルはないそうです。フィールドの広さは、縦70メートル、横50メートルで、ボールには音源が入っています。

今年行われるラグビーワールドカップ開催中、イギリス、ニュージーランドと試合をするとのこと。日本のチーム名は、「ブラインド ラグビー ジャパン」です。

詳しくは、日本ブラインドラグビー協会のウェブサイトをご覧ください。

<http://blindrugby.starfree.jp/>

また、チェンジファンデーションのウェブサイトは下のとおりです。(寺島)

<https://www.thechange.foundation.org.uk/programmes/>

## 海外情報

### [米国]ODEP がインクルーシブ・インターンシップ試行事業を実施

米国労働省障害者雇用政策局(U.S. Department of Labor's Office of Disability Employment Policy: ODEP)によれば、インクルーシブ・インターンシップ試行事業(Apprenticeship Inclusion Models: AIM)の実施企業として、4つの事業体を選定したとのこと。

AIMの目的は、需要の高い、高賃金の仕事に障害のある若者や成人がより多く就けるように、採用と雇用継続のための新しい戦略を開発・検証することです。

選ばれた事業体は、アマゾン(Amazon)、マイクロソフト(Microsoft)、ヘルスケア・キャリア・アドバンスメント・プログラム(Healthcare

Career Advancement Program)、インダストリアル・マニュファクチュアリング・テクニシャン・アプレンティスシップ(Industrial Manufacturing Technician Apprenticeship)です。

事業は、ソーシャル・ポリシー・リサーチ・アソシエイツ(Social Policy Research Associates (SPR))というシンクタンクに委託され実施されます。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
<https://www.spra.com/about-spr/who-we-are/>

### [オーストラリア]障害者の虐待に関する全国調査を今後3年間に実施

BBCニュース2019年4月5日版によれば、オーストラリアのスコット・モリソン(Scott Morrison)首相は、2019年4月4日、障害者の虐待に関する3年間の全国調査を実施することを発表しました。

近年、オーストラリアでは、家庭や施設での虐待や暴力事件が続いていることから、王立委員会(royal commission)に対して、調査を求めたとのこと。

今後、3年間に5億2,700万豪ドルの予算を使って王立委員会が全国各地で公聴会を開く予定であり、2022年4月に調査結果を出す予定とのこと。

オーストラリアでは、2015年に議会が調査を実施しており、障害者に対する広範な暴力が行われていることが報告されました。

モリソン首相は、同様のコメントを自身のfacebookにも掲載しています。下のサイトをご覧ください。

<https://www.facebook.com/scottmorrison4cook/>

BBCニュースは下のサイトです。(寺島)  
[https://www.bbc.com/news/world-australia-47822604?intlink\\_from\\_url=https://www.bbc.com/news/disability&link\\_location=live-reporting-story](https://www.bbc.com/news/world-australia-47822604?intlink_from_url=https://www.bbc.com/news/disability&link_location=live-reporting-story)

## [ニュージーランド] 銀行協会が高齢者・障害者顧客のニーズを満たすためのガイドラインを改訂

ニュージーランド銀行協会(NZ Bankers' Association)は、2019年4月9日、「銀行が高齢者および障害者のニーズを満たすのに役立つガイドライン(Guidelines to Help Banks Meet the Needs of Older and Disabled Customers)」の改訂版を公表しました。

銀行協会は、高齢者および障害者の顧客が、公正、合理的、かつ、簡単な方法で情報、製品、および、サービスにアクセスできるようにする必要があります。そして、手続き、製品、および、サービスを新たに提供する際には、これらの顧客を理解したうえで検討する必要がありますことから、それに関するガイドラインを2009年に示していますが、その改訂版です。

スタッフの訓練、情報提供方法、建物の設計、商品やサービスにおける配慮、ATMや電子バンキングにおける検討事項などについて、わかりやすく、具体的に示されています。

2020年1月までに、ニュージーランドの銀行は、このガイドラインを満たせるように対応するとのことです。

ちなみに、ニュージーランドの65歳人口は746,900人(15.2%)、障害者人口は110万人(人口の24%)だそうです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
<https://www.nzba.org.nz/2019/04/04/guidelines-to-help-banks-meet-the-needs-of-older-and-disabled-customers-launched/>

## [ミャンマー] 障害者国家戦略の策定を開始

新華社英語ニュース(2019年04月04日10:58:34)によれば、ミャンマー政府は、2019年4月2日と3日、首都ネピドーで、障害者のための国家戦略を立案するための2日間のワークショップを開催したとのことです。

ワークショップ終了後、社会福祉・救済・再定

住省(Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement)のU Soe Aung 副大臣は、ASEANの障害者の権利の主流化プログラムである「ASEAN Enabling Masterplan 2025」とミャンマーの持続可能な開発計画(Myanmar Sustainable Development Plan)を考慮しながら、国家戦略において、部門別課題を明確にマッピングする必要があることを強調しました。また、SDGsの持続可能な目標-2030(Sustainable Goals-2030)、社会福祉における国家レベルの戦略、そして、関連省庁の規則と細則に関連づけることを求めています。

障害者のための国家戦略は、2019年12月までに完成する予定であるとのことです。

なお、ミャンマーの障害者数は230万人(人口の約4.6パーセント)であり、同国では、2011年12月7日に国連障害者権利条約を批准し、2015年6月に障害者権利法を制定し、2017年9月には、国家障害者権利委員会(National Committee on Rights of Persons with Disabilities: NCRPD)を設立したとのことです。

記事は、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
[http://www.xinhuanet.com/english/2019-04/04/c\\_137949249.htm](http://www.xinhuanet.com/english/2019-04/04/c_137949249.htm)

## [英国] NHS が労働力障害平等基準テクニカルガイダンスを公表

2019年3月27日、NHSは、労働力障害平等基準テクニカルガイダンス(Workforce Disability Equality Standard Technical Guidance)を公表しました。

労働力障害平等基準(Workforce Disability Equality Standard)は、障害のあるスタッフと障害のないスタッフの経験を比較できるようにする10の尺度(測定基準)からなっています。

障害のあるスタッフから、障害のないスタッフに比べていじめやハラスメントを受けることが多い、昇格などのキャリアアップが遅いなどの訴えが続いたことから、平等多様性評議会

(Equality and Diversity Council:EDC)は、それを測定する標準的な基準を開発することとし、そのパイロットスタディをNHSに委託したもので、2019年4月1日から実施されています。それに先立ち、ガイダンスを公表したものです。

当面、対象となっているのは、NHS 財団(NHS trust)と基幹病院(foundation trust)ですが、2年後には関連の利害関係組織へ拡大される予定です。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
<https://www.england.nhs.uk/about/equality/equality-hub/wdes/>

## [おもちゃ]遊みながら点字を学べるレゴブロックを開発

2019年4月25日LEGO Foundationは、遊みながら点字を学べるレゴブロックを開発したと公表しました。このブロックは、丸い突起の部分が点字配列になっています。例えば、アルファベットのAまたは数字の1は、1の点なので、ブロックの裏側は通常のブロックと同じですが、表は、一番左上の突起のみがあります。また、その文字がAまたは1を表していることを晴眼者にもわかるように「A1」という文字の表示もあります。

視覚障害児は、このブロックをレゴのボードの上に並べて単語を作ることができます。

英語だけでなく、他言語にも対応するために、現在、評価テスト中とのことです。2020年には5色250のブロックのセットとして提供される予定とのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
<https://www.lego.com/en-us/aboutus/news-room/2019/april/lego-braille-bricks/>

# 情報フォルダー

## 読みやすい(わかりやすい)図書の普及の現状

## —IFLA(国際図書館連盟)の動向を中心に

IFLA 特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会常任委員会委員長

野村美佐子

### 1. はじめに

すべての人にとって自立した地域生活と人生を豊かに送るためには、情報と知識へのアクセスは不可欠です。しかし、障害ゆえに読んで理解することが困難な人がいます。たとえば、知的障害者を中心とする読むことが困難な人たちです。そのような人たちの障害を総称して英語では、「プリントディスアビリティ」といいます。直訳すると「印刷物にアクセスすることが難しい障害」となります。このような人たちに図書館はどのような支援ができるのでしょうか？ここでは、知的障害者などプリントディスアビリティのある人の支援の一つとして「読みやすさ」や「わかりやすい」という概念を推進する活動に焦点をあて、筆者が長年に関わってきた国際図書館連盟(IFLA)を中心に世界の動向を紹介します。なお、「よみやすさ」や「わかりやすさ」は英語で「Easy-to-read」といいます。

### 2. IFLA について

「IFLA とは何か」というと日本の多くの人が「わからない」と答えるので説明をしておきますと、IFLA(イフラと呼ぶ)は、1927年にスコットランドのエディンバラで設立され、図書館・情報サービス、および利用者の利益を代表する非営利組織、国際図書館連盟の略称です。現在、約140か国、1,400以上の団体が会員(2018年2月現在)になっています。本部は、オランダのハーグにあります。毎年8月には、世界のどこかで約一週間の会議が開催され、3,000人以上の図書館員とその関係者が集まります。今年は、ギリシャのアテネで8月23日から30日にかけて開催される予定で、少しずつですが障害者の参加にむけたアクセシビリティの改善がなされてきています。

IFLA 内においては、障害関係のセクションとして LSN(特別なニーズのある人々に対する図書館サービス)と LPD(印刷物を読むことに障害のある人々のための図書館)があります。この両セクションが公共図書館の特別なニーズに関する調査研究と促進を担っています。ここでは、今回のテーマについて深くかわる LSN について述べていきます。

LSN では、特別なニーズを持つ人のための図書館サービスガイドラインを多く出版してきました。その一つとして、知的障害者など読んで理解することが困難な人を対象としたガイドライン、「読みやすい図書(easy-to-read)のための IFLA 指針」を 1997 年に出版いたしました。そして 2010 年には、「国連障害者権利条約」の基本理念と ICT の進展により DAISY など電子技術の活用を加えた改訂版を出版しました。さらに 2018 年夏には、LSN を紹介するピクトプログラムを使用した読みやすいパンフレットを配布しました。

この上記ガイドラインをベースに、ガイドラインのモデルとなったスウェーデンを始めとして、LSN 常任委員会の委員を通して知的障害者等に対する「読みやすさ」に配慮して行った最近の取り組みを順に紹介していきます。

### 3. スウェーデンの取り組み

スウェーデンは、「読みやすい図書」の出版の発祥地の一つです。読みやすい図書基金が、国の予算により、読みやすく、わかりやすい図書(スウェーデン語では LL ブックという)を 1,000 冊以上発行した後、2015 年にその発行をアクセシブルメディア機関(スウェーデン語の略称は MTM)に移管しました。MTM は、以前は、国立録音点字図書館と呼ばれ、視覚障害者にサービスを行っていた図書館でしたが、2012 年は、様々な障害者に DAISY を含むいろいろなメディアで提供するためにアクセシブルメディア機関と呼ぶ図書館になりました。

読みやすい図書は、MTM においても年 30 冊が出版され、難易度も 3 つのレベルに分類

して提供されています。

出版のために民間の LL ブック出版社に依頼することもあるようですが、その裏には、彼らの活動を応援したいという意向もあるようです。また、DAISY 化しやすいものを中心に、読みやすい図書のマルチメディア DAISY 版も作成されています。

スウェーデンの公共図書館には、読みやすい図書の棚があり、最近では、増大する難民を対象とした読みやすい図書を多く見かけます。子供向けの読みやすい図書は、「リンゴの棚」と呼ばれる場所に、障害の特性に応じた図書の一つとして配架されています。なお、日本においても「リンゴの棚」をモデルにした公共図書館の事例も出てきています。

### 4. ドイツでの取り組み

ドイツでは、LSN の常任委員がドイツ人権機関の図書館に所属していることもあり、情報アクセスは人権であるという立場に立って「読みやすさ」や「わかりやすさ」を積極的に普及しています。その活動の一環として、ドイツを含む EU における障害者の人権に関連した読みやすい資料(英語)の一覧を公開しています。また、ドイツ国内においても、障害者権利条約や障害者のリハビリや参加などに関わる国内法において読みやすい版(ドイツ語)を作成しています。さらに、EU の「読みやすい図書」のロゴの活用を推奨、促進しています。

### 5. チリでの取り組み

チリは、2008 年に国連障害者権利条約を批准し、知的障害者等読むことに困難がある人に留意して情報のアクセスの保障に積極的に取り組んでいます。国会図書館も積極的に関わっています。具体的には、合理的配慮として市民の関心のある法律の内容を明確かつ簡潔な言葉で市民に提供するために「わかりやすい法律(easy law)プログラム」<sup>1)</sup>という法的ガイドが議会の承認を得ました。さらに、その内容を手話で提供するという取り組みをおこなっているそうです。

## 6. 英国での取り組み

「読みやすさ」は、コミュニケーションをとる場合に有効です。自閉症スペクトラムの中で、特に静かにしていることが難しい、また予測のつかない行動をする人に対する英国の公共図書館の取り組みがあります。この取り組みに向けての研究が、英国の知的障害者や自閉症の人を支援する非営利団体、「ダイメンション(Dimensions)」と英国の高学年児童および教育図書館協会(Association of Senior Children and Education Libraries: ASCEL)の連携により行われました。

英国には、自閉症を抱えている人が70万人(2017年の英国自閉症協会調査)います。ダイメンションが460人の自閉症の人とその家族にアンケートをとったところ、90%が、図書館が彼らに対して変わるなら、図書館に行きたいと回答しました。また回答者の一人は、「ひとりごとを言わないでいることはむしろかしいので、変な目で見ないで、忍耐強く、やさしく接してほしい」と答えています。それらの結果により、彼らのニーズに対して自閉症にやさしい図書館のライブラリースタッフのための啓発ビデオ<sup>2)</sup>を作成しました。

2018年の12月に筆者も上記の取り組みを行ったエセックス州 Chelmsford 図書館の児童図書館を見学しました。そこには、自閉症の子どもの特性に配慮した様々な工夫がされていました。静かでリラックスして本を読めるスペース、ライトニングにも配慮され、心地よい手触りのもの(クッションなど)などを活用した感覚にやさしいスペースがありました。また、興奮した子どもが落ち着く場所も確保していました。自閉症の子供の関心を満たす様々なジャンルの読みやすい図書、漫画、DVD、オーディオブックなどが用意されていました。さらに自閉症を持つ親のための本も用意され、子どもの健康について専門家と相談する場所が設置されていたことも特徴的でした。

案内していただいた図書館員によれば、自

閉症にやさしいお話し会、イベントなど開催しているといえます。このような図書館の取り組みが日本の図書館でも行われることを期待します。

注 1)<http://www.bcn.cl/leyfacil/index.html>

2)<https://www.youtube.com/watch?v=BJLbbJW1BpA>

### 参考文献

平成28年度～平成30年度 JSPS 科学研究費助成金による「公共図書館における知的障害者への合理的配慮のあり方に関する」研究報告

## 新着情報

○北京宣言およびインチョン戦略の実施を加速するための行動計画(日本障害フォーラム仮訳)

○障害者の権利に関する条約簡易報告制度の下での報告を含む障害者権利委員会への定期報告に関するガイドライン(日本障害フォーラム仮訳)

○RI グローバルニュースレター(2019.1-2019.3)

## 編集後記

新しい年度が始まりました。4月は、各省庁や各地方自治体がいろいろな新しいとりくみを公表しています。本号でも、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、長野県の障害者にかかわる新しい事業を紹介しました。

また、資料的価値のある情報を掲載しています「情報フォルダー」のコーナーでは、近年、世界の図書館で取り組まれはじめた「読みやすい(わかりやすい)図書」普及の現状について紹介していただきました。このコーナーへのリクエストがありましたら、事務局までご連絡ください。

今後も、障害保健福祉研究情報システムへのご支援をお願いします。(寺島)